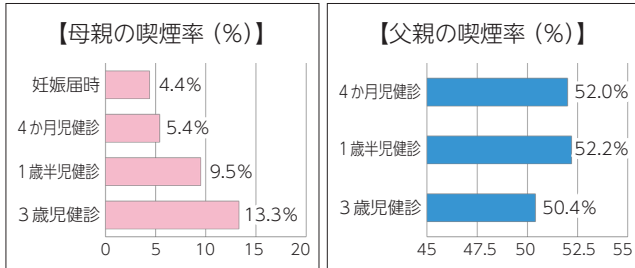


■たばこの害から妊婦さん・お子さんを守りましょう！

《喫煙が家族に及ぼす影響を知っていますか？》

喫煙しない人が、他の人のたばこの煙を吸い込んでしまうことを「受動喫煙」と言います。たばこの臭いがしたら、もう受動喫煙の被害にあっています。

妊娠中の喫煙により、低出生体重児になる確率は約1.6倍、胎児発育の遅れが起こる確率は約2.1倍に上がります。また、受動喫煙による妊婦への影響として、流産のリスクは約2倍、早産は約1.5倍高まります。



(平成29年度 白河市の母子保健事業に関わる実施状況報告)



本県の妊娠判明時に喫煙している父母の割合は、父親が全国で2番目、母親が4番目に多い状況です。(平成25年度厚生労働科学研究報告より)

左のグラフから分かるように、本市では、母親の喫煙率は子どもの健診年齢が上がるにつれて高くなり、父親の喫煙率はどの健診年齢においても50%以上です。一番近くにいる両親によって、子どもがたばこの害にさらされていることが分かります。

《加熱式電子たばこは安全だと思っていませんか？》

日本禁煙学会によると、加熱式電子たばこは紙巻きたばこと同様に依存性があり、紙巻きたばこよりも高濃度の発がん性物質を含んでいます。また、電子たばこから出る煙には、水蒸気だけでなく有害物質も含まれています。

▷受動喫煙をなくす唯一の方法は「100%禁煙」です。
▷禁煙外来や薬について、専門医や薬局に相談してみましょう。

■特定不妊治療費助成

市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成額に加え、特定不妊治療費の一部を助成します。

●対象となる治療

- ・保険診療の適応とならない体外受精、顕微授精
- ・特定不妊治療の一環として、男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療

●対象者 次のすべての要件を満たす方

- ①戸籍上の夫婦で、夫婦ともに、または一方が市内に住民登録がある方
 - ②治療開始日における妻の年齢が43歳未満
 - ③市税などの滞納がない方
 - ④夫婦合算の年間所得が730万円未満
 - ⑤指定医療機関で不妊治療を受けた方
 - ⑥福島県特定不妊治療費助成の決定を受けた方
- ※決定を受けてから1か月以内に申請してください。

●助成額 1回の治療内容により5万～10万円
※治療費用から県の助成額を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額。

※助成回数は、治療開始日における妻の年齢により異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



■不妊セミナーを開催します

- 日時 10月20日(土)／午後1時30分から
- 会場 県南保健福祉事務所 (郭内)
- 対象 不妊治療を受けている方・検討中の方
- 内容 福島県立医科大学産科・婦人科学講座 菅治亮太氏による講話や個別相談
※個別相談は先着4組
- 参加料 無料
- 申込期限 10月16日(火)
- 申し込み・問い合わせ先 県南保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎25647

■子育て講演会

『こどもの「遊び」から考える運動発達』

- 日時 10月16日(火)／午前10時～11時30分
- 会場 中央老人福祉センター (北中川原)
- 講師 理学療法士 中原規予氏
- 参加料 無料
- 申し込み・問い合わせ先 たんぽぽサロン ☎7337 (火・水・金曜日／午前10時～午後3時)



■県民健康調査「妊産婦に関する調査」

福島県立医科大学では、県の委託を受け、県民健康調査の一環として「妊産婦に関する調査」を実施しています。妊産婦の皆さんのこころや身体の状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、県内の産科・周産期医療の充実へつなげることを目的としています。調査へのご協力をお願いします。

なお、過去の調査結果は同大放射線医学県民健康管理センターのホームページ「妊産婦に関する調査」に掲載しています。(http://fukushima-mimamori.jp/pregnant-survey/)

《平成30年度調査》

- 調査時期 11月頃
 - 対象者
- ①平成29年8月1日から平成30年7月31日までに、県内の市町村から母子健康手帳を交付された方 (調査票を送付します)
 - ②上記期間に県外で母子健康手帳を交付された方で、県内で里帰り出産された方 (産科医療機関を通じて本調査へのご協力をお願いしますが、希望者には調査票を送付します)
- ☎妊産婦専用ダイヤル (福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター内) ☎024-549-5180 (平日／午前9時～午後5時)

